

ジャパンサーチ プロジェクト/ワークスペース機能アカウント発行 運用方針（改訂案）

非連携機関の申請者（以下「申請者」という）に対するジャパンサーチのプロジェクト/ワークスペース機能アカウントの発行は、以下の方針に基づき行う。

（申請）

- (1) 申請者は、ジャパンサーチに掲載する「ジャパンサーチ プロジェクト機能の御利用申請書」又は「ジャパンサーチ ワークスペース機能の御利用申請書」を、利用規約に同意の上、「お問合せ」¹フォームから提出する。

（承認）

- (2) 国立国会図書館は、内閣府知的財産戦略推進事務局を通じて実務者検討委員会に申請内容を通知し、アカウント発行の承認を求める。
- (3) ただし、申請者が教職員であり、かつ、利用目的が教育利用に限定される場合には、国立国会図書館は(2)の手続を省略することができる。

（発行）

- (4) 実務者検討委員会の承認後、国立国会図書館は申請者に対してアカウントを発行する。

令和4年●月 実務者検討委員会

¹ <https://jpsearch.go.jp/contact>